

点検結果確認基地等関係者 各位

L P ガスタンクローリ事故防止委員会

実施上の注意点について

1. 点検結果の確認方法について

- ① 自己責任原則の点検ですので、原則的には、点検票に必要事項が記載されていることが確認できれば、ステッカーを交付していただいで結構です。(従前と同様にステッカーを交付しても、運行中の事故は所有者の責任となります。)
- ② 充填時の保安対策上必要な個所を点検することを妨げるものではありませんので、必要に応じ、緊急遮断弁、元弁、液面計等の抜き取り点検を実施し、点検結果の確認をしていただいても差し支えありません。(特に、自主点検の趣旨を十分に理解できていないと思われる事業者のL P ガスタンクローリについては、ご指導をお願いします。)
- ③ L P ガスタンクローリ所有者が点検に対して指導要望してきた場合、業務に支障を及ぼさない範囲でご指導をお願いします。
- ④ 自ら点検できないL P ガスタンクローリ所有者に対しては、L P ガスタンクローリ検査会社で有料にて実施するよう指導して下さい。
- ⑤ 事業実施期間終了後(令和7年9月17日以降)に初めてL P ガスの充填を開始するL P ガスタンクローリについては事業計画書の「6. 特例措置について」により本事業の対象外となりますので、この場合にはステッカーが貼付されていなくてもL P ガスの積み込みを差し控える等の措置は必要ありません。

2. 点検結果報告書の記入方法について

- ① 基地コード番号の欄には、本票が入っていた封筒のメーリングシール(貴基地の住所が印刷されたもの)下部の基地コード番号の欄に印字された5桁の数字をご記入下さい。
- ② 点検票受理枚数の欄には、最終的に貴基地で受理した点検票の枚数をご記入下さい。従って、点検票受理枚数と貼付したステッカーの枚数とは同じになります。
- ③ 整備確認票交付枚数の欄には、貴基地で交付した整備確認票の枚数をご記入下さい。なお、整備確認票とは、基地での点検結果の確認時に不備が発見されたときに交付するもので、不備がない場合には交付する必要はありません。
- ④ 整備確認票回収枚数の欄には、貴基地で回収した整備確認票の枚数をご記入下さい。(貴基地以外で発行された確認票がある場合には、その数も含めて下さい。)

3. 点検結果報告書の返送について

- ① 点検結果報告書は、令和7年12月1日までに下記事務局宛にご返送下さい。
点検結果報告書のご返送の際には受理した点検票及び回収した整備確認票の原紙を全て添付して下さい。(貴基地で保存が必要であれば、お手数ですがコピーをお願いします。)なお、点検票の受理が無かった場合でも点検結果報告書はご返送下さい。この場合、点検票受理枚数の欄には0枚とご記入下さい。
- ② 余ったステッカーの回収にご協力をお願いします。ご返送の際に残ったステッカーを同封して下さい。

4. お問い合わせ・報告書送付先；

〒105-8447

東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル TEL.03(3436)6103 Fax.03(3438)4163
高圧ガス保安協会 保安技術部門 (L P ガスタンクローリ事故防止委員会 事務局)

※L P ガスタンクローリ所有者の皆様へお送りした「L P ガスタンクローリ一斉点検の注意点について」を同封しております。

【参考】

① 点検はLPガスタンクローリ所有者自らの責任で行いましょう。

LPガスタンクローリ所有者のみなさんが**自らの責任において**点検を実施し、結果を点検票に記入する制度となっています。原則として点検結果確認基地等では点検は行いません。なお、自らが点検を実施できない場合には、LPガスタンクローリ検査会社において点検を受け、点検票に記入して貰って下さい。（この場合の検査費用は実費となります。）

② オーナーコード番号は封筒メーリングシール下部に記載しております。

点検票に記入する「**オーナーコード番号**」は、本書類が入っていた封筒に貼ってあるメーリングシール(住所が印刷されたもの)下部のコード番号の欄に印字された**5桁の数字**ですので、**封筒は紛失しないよう**にお願いします。紛失その他によりオーナーコード番号が分からない場合は、お手数ですが委員会事務局までご確認下さい。

③ ステッカーについて

点検の結果を記入した点検票を点検結果確認基地等へ提出し、基地で点検結果の確認を受けて下さい。点検結果確認基地等の所在地につきましては点検要領に記載させて頂いております。点検結果が良好であることが確認されれば、従来どおりステッカーが交付されることになります。

④ 民生用バルクローリ（充電設備）の所有者の皆様へ

民生用バルクローリ所有者（充電設備）の場合で、基地に入構する機会がない場合でも、原則最寄りの点検結果確認基地等において点検結果の確認を受けた上、同様の手続きによりステッカーの交付を受けて下さい。基地が遠方にある等、やむを得ず基地での点検結果の確認を受けられない場合には、自主点検を行った上、点検結果を記入した点検票を事務局宛にご返送下さい。ただし、この場合にはステッカーは交付されません。何らかの理由でステッカーが必要な場合には、点検結果確認基地としての登録手続きをして頂ければ、ステッカーを送ることが可能となります。この場合は、点検要領の別表3に点検結果確認基地等として記載させて頂きますので、他社から点検結果確認の依頼があった場合には点検結果の確認にご協力下さい。